

コミュニティ施設供給計画試論

曲 田 清 維

(住居学研究室)

(昭和59年10月11日受理)

1. 研究の意義と目的

行政によるコミュニティ計画は、依然として大流行である。「コミュニティづくり」とソフトに述べられることもある。勿論、コミュニティ活動をも視座に含んでのことである。しかし、メインは、コミュニティセンターをはじめとするコミュニティ施設づくりである。これもまた、モデル・コミュニティ事業の頃から変わらぬ重点の置き方である。

コミュニティ施設づくりは、必ずしもコミュニティづくりのトリIGGERとならぬことは多々理解し得たとしても、多くの自治体が「施設づくり」に結果として邁進しているのは、それが成果として、住民或いは選挙民に、よく見えることにほかならない。本来、物的環境づくりに限定したとしても、住宅や道路、公園、下水など多岐にわたる環境整備が遅れているのを鑑みれば、こうした傾向——一点豪華主義的スタイル——は、もっと改善される必要があるだろう。

さて、コミュニティ計画が遂行される場合、その中心に「施設づくり」が重要視されるのには、一方で、次の様な理由がある。それは、コミュニティセンターをはじめとするコミュニティ施設が「人々の新しい出会いの場」を作り出すものとして、或いはまた、「新しい施設で新しいコミュニティ環境」を生み出そうと試みているからでもある。事実、そうした気運から、町々には、様々な形や中味のコミュニティセンターやコミュニティ施設が誕生した。

一方、建築計画学の分野でも、行政の先取りのな事業の中での混乱を視座に置きつつ、コミュニティ施設概念や計画、更に建物づくりについての整理が何度か行なわれている。

都市計画の分野では、コミュニティ計画そのものの整理が、地区整備計画の法制化の中で行なわれたりもしている。しかし、行政の様々な試みは、更に混乱に拍車をかけ、或いは、数々の新しい手法を生み出し、「コミュニティづくり」をバラエティに富んだものとしている。

本論では、コミュニティづくりのうち、物的基盤整備としてのコミュニティ施設計画に関して、問題提起を行ない、これまでの研究の流れを整理するとともに、供給計画として、今後、何に着眼していくべきかを試論的に提示しようとするものである。既に筆者は、「地域施設の計画理論に関する一考察¹⁾」と題して、地域施設概念と計画課題について整理したが、本論は、その後、若干の施設調査等を通して得た知見を加えつつ、新たに、計画課題、研究課題を提起していくものである。以下、第2章で、コミュニティ施設のとらえ方、第3章で、コミュニティ施設計画とコミュニティ計画との関連、第4章で、コミュニティ施設計画におけるコミュニティセンターの特異性、第5章で、コミュニティ施設計画からコミュニティ施設供給計画へ、第6章で、提起された課題を整理していく。

2. コミュニティ施設の枠組み

(1) コミュニティについての議論

コミュニティについてのとらえ方が様々であることは、多くの文献で既に検証済みである。従って、ここではそれらを若干、紹介し、整理することに止めたい。

コミュニティという言葉が、我が国で本格的に使用されたのは、昭和44年9月に国民生活審議会調査部会小委員会によって出された「コミュニティ——生活の場における人間性の回復」であろう。続いて、昭和46年12月には、中央社会福祉審議会コミュニティ問題専門分科会が「コミュニティ形成と社会福祉」という答申を出し、これらが政府、自治体でのコミュニティ行政を活性化させた。

コミュニティ行政やコミュニティ問題は、しかし、言葉自体、色々な意味合いに使われた。それは、コミュニティの言葉がはっきりした意味を持たないからかもしれない。松原治郎氏は、「コミュニティの社会学」の中で、コミュニティの多義性について、ヒラリーやマッキーバーの論を次のように紹介している。コミュニティ概念の分類整理をしたG・A・ヒラリーは、1955年に、コミュニティの定義について、諸文献の間における完全な一致を見出すことは困難とし、敢えて類型化すると、「社会的相互作用」「地域性」「共通の紐帯」の3つとしたし、コミュニティの概念について提起したR. M. マッキーバーは、1949年にコミュニティは自己充足的である必要はないが、ある程度の社会的結合をもつ社会生活の一定の範域であるとして、コミュニティをコミュニティたらしめている基礎は、「地域性」と「コミュニティ感情である」と述べ、「コミュニティ感情を、われわれ意識、役割意識、依存意識の3つの定義から成り立つ²⁾」とした。

このように概念付けられたコミュニティは、我が国に導入されてからも、様々な成長をとげた。そして、その意味は、政策の意図する所に、色々な解釈で出された。それは、現代社会が都市化社会の真只中に入るにつれ、希薄となった人々の結びつき、地域社会の崩壊を憂え、それらの新しい姿の構築を願うからでもあったと言えよう。事実、「新しい酒には新しい器を」の如く、コミュニティ活動、コミュニティ空間、コミュニティ政策等々、新しく語られた。しかし、依然としてコミュニティの語はあいまいなままであり、それゆえ、コミュニティに対する行政的施策は、願望的施策とならざるを得なかった。

(2) コミュニティ施設の枠組み

コミュニティの意味する所が様々な如く、コミュニティ施設が直接的に意味する対象も色々である。本節では、コミュニティ施設とはどのような施設を対象としているのかを、現代都市計画や建築計画、行政の枠組みの中で簡単に触れてみよう。

コミュニティ施設を行政サイドで定義付けたのに、モデル・コミュニティ事業がある。例示として出されたコミュニティ施設一覧には、7種の施設区分（交通関係施設、環境保全施設、文化施設、保健施設、社会福祉施設、スポーツ・レクリエーション施設、その他）がなされ、合計28施設が提示された（表1-イ）。単に、コミュニティ活動を保障する施設のみならず、広く生活環境の整備のために必要な施設として、交通関係や環境保全のための施設が含まれた。

一方、コミュニティ施設の類似語を探ると、地域施設、都市施設、共同施設、関連公共施設、生活環境施設など、多くの語がある。地域施設は、建築計画学における地域施設設置計画の分野で、何度も検討を重ね、学校教育施設、社会教育施設、医療保健施設、社会福祉施設、社会

表1. コミュニティ施設関連語分類一覧

イ. コミュニティ施設 一覧 (例示)	ロ. 地域施設 (a)	ハ. 地域施設 (b)	ニ. 都市施設	ホ. 共同施設
1. 交通関係施設 歩行者専用道路 自転車専用道路 交通安全施設 街灯 街路樹 街路花壇 2. 環境保全施設 緑地帯 公衆便所 ごみ収集施設 防犯防火施設 避難広場 3. 文化施設 集会所 公民館 図書館 児童館 研修施設 4. 保健施設 診療所 健康センター 5. 社会福祉施設 保育所 託児所 老人ホーム 6. スポーツ・レクリエーション施設 近隣公園 児童遊園 運動広場 体育館 プール レクリエーション農園 7. その他 コミュニケーション施設	1. 学校教育施設 幼稚園 小学校 中学校ほか 2. 社会教育施設 集会所 公民館 図書館ほか 3. 医療保健施設 診療所 病院 歯科診療所 保健所ほか 4. 社会福祉施設 保育所 児童館 老人福祉センターほか 5. 社会体育施設 体育館 プール 運動場ほか 6. レクリエーション施設 児童遊園 地区公園ほか 7. 購買施設 商店 マーケット ショッピングセンターほか 8. 行政管理施設 市町村庁舎 農業協同組合ほか 9. 供給処理施設 上下水道 ガスほか 10. 情報施設 有線放送 電話 CATVほか	1. 居住 住宅ほか 2. 幼児の遊び・学習 保育所 児童館 児童遊園ほか 3. 教育 小学校 中学校ほか 4. 研修(社会教育) 図書館 博物館 公民館 集会所ほか 5. 体育・スポーツ 体育館 プールほか 6. 公園・緑地 近隣公園 広場ほか 7. 社会福祉 老人福祉センター 母子施設ほか 8. 健康・医療 診療所 地域保健施設ほか 9. 行政・保安・情報・執務 行政等の庁舎 消防署ほか 10. 商業・娯楽・余暇 商店街 映画・演芸ほか 11. 交通 鉄道駅 道路・街路ほか 12. 産業・流通 農業・畜産ほか 13. 宗教・葬祭 神社・仏閣ほか 14. 都市基盤施設	1. 道路 都市高速鉄道 駐車場 自動車ターミナル その他の交通施設 2. 公園 緑地 広場 墓園その他の公共空地 3. 水道 電気供給施設 ガス供給施設 下水道 汚物処理場 ごみ焼却場その他の 供給施設 又は 処理施設 4. 河川 運河その他の水路 5. 学校 図書館 研究施設その他の 教育文化施設 6. 病院 保育所その他の 医療施設 又は 社会福祉施設 7. 市場 と畜場又は火葬場 8. 一団地の住宅施設 9. 一団地の官公庁施設 10. 流通業務団地 11. その他政令で定める施設	1. 医療施設 病院 診療所 2. 教育施設 中学校 小学校ほか 3. 事務施設 区役所・出張所 管理所 4. 購買施設 小売市場 日用品店ほか 5. 育児体育施設 近隣公園 保育所ほか 6. 供給施設 電気・ガス・水道・ 事務所ほか 7. 整容・衛生施設 洗濯屋 理髪所・美容院ほか 8. 汚物処理施設 汚物処理場 ゴミ捨場ほか 9. 収納施設 倉庫ほか 10. 交通施設 交通機関 街路ほか 11. 連絡施設 郵便局ほか 12. 保安施設 消防署・警察署ほか 13. 集会施設 コミュニティセンター 集会所 14. 文化施設 映画館 図書館
コミュニティに関する 対策要綱より	浦良一らによる分類	建築学会関東支部研究 委員会建築計画部会に よる分類	都市計画法による分類	建築学大系27, 集団住 宅より

体育施設、レクリエーション施設、近隣商業施設などが対象とされる。地域施設総論（建築計画学1、昭和52年、浦良一他）による分類や日本建築学会関東支部の検討では、表1-10、表1-11の様な分類をしており、若干の相異を示している。しかし、大きくは「地域における住民の生活環境の質に密接にかかわる建築的施設⁴⁾」と定義されている。都市施設は、厳密には都市計画法に定義される施設であり、私的な住宅等を除いた公共的施設を指している。従って、道路、河川等も含まれる（表1-12）。共同施設や関連公共施設は、団地計画で用いられ、特に、共同施設は、「生活の共同化」を図る上で必要な施設として掲げられた（表1-13）。

関連語の意味する所は様々であるが、再度コミュニティ施設の語を検討すると、その目的によって少々意味合いが変わってくる。生活環境整備を重点とするならば、先の定義のように、若干の生活基盤施設も含まれよう。一方、コミュニティ活動を前面に押し出すならば、広い意味合いで人々の活動を保障する場として、積極的に、文化施設や保健、社会福祉、スポーツ・レクリエーション施設に拡大されるであろう。そして、その極限が、コミュニティセンターと称せられる複合的施設である。実際、コミュニティ施設が「社会学的な意味での地域共同体の共同施設」という意味で用いられる場合と複合機能を持つ総合的地域施設という意味で用いられる場合⁵⁾があるとの解釈もされるようになった。複合的施設にのみ限定するのは尚早として、人々の交流の場を広く保障するための場と解することは、現下のコミュニティ活動の目標と多様化の中で、許されるものと思う。

3. コミュニティ施設計画とコミュニティ計画

(1) 都市計画におけるコミュニティ計画とコミュニティ施設計画

1) 居住地整備計画からの検討

我が国の都市計画の中で、コミュニティ計画に概当するものが登場したのは、ひとつは居住地整備計画であり、もうひとつは千里ニュータウンにおける近隣住区計画である。

元々、我が国の都市計画は、「道路橋梁河川ハ本ナリ。水道家屋下水ハ末ナリ。（東京市区改正条例に対する東京府知事芳川顕正の意見書より）」の如く、都市の基幹整備を重視したものであり、人々の生活環境整備には配慮がなされていなかったと言える。市区改正条例に次いで、1919年に設定された旧都市計画法も、市区改正条例を踏襲したものであり、公共事業を中心としたものであった。それが、高度経済成長期に入ると、大都市地域を中心に環境悪化が全国的に進み、住民要求や住民運動を背景に現行都市計画法が制定された。

現行都市計画法によれば、3つの基本的要素として、土地利用、都市施設整備、市街地開発事業を定め、計画内容として、市街化区域および市街化調整区域の指定や地区計画等が提示された。計画内容のうち、昭和55年に公布された地区計画等は、地区又は街区レベルの広さを対象とした整備計画であり、居住地整備計画を実現したものとして高く評価される。「コミュニティレベル」の計画として考えても差しつかえなく、その意味で以下の内田雄三氏の地区計画を含めた「地区の計画」に対する見解は当を得ているであろう。

「地区の計画」は、とりわけ1960年代から70年代の社会経済状況にあって注目を集め、既存の「都市計画」、なかでも居住環境にかかわる都市計画の問題点や限界性へ解答を与えるものとして期待されている計画概念である。それだけに計画としては物的空間を扱いながらも、その背後にあるコミュニティ（地域社会）の諸問題にも無関係ではありえない。住民対行政の

対抗性・緊張関係の渦に巻き込まれることも覚悟しなければならない。⁶⁾」

地区の計画或いは地区計画が、即コミュニティ計画であるわけではないが、都市計画においても、鳥瞰的な計画から住民生活を視野に据えた虫瞰的な計画が重視され、その流れの中で、徐々に法制化され、手法の整備検討が行なわれてきていると言ってよいだろう。

2) 近隣住区論からの検討

近代都市計画の中で、近隣住区論は大きな役割を果たした。我が国では、千里ニュータウンをはじめとする多くの新都市開発に力を発揮し、意欲的に試みられた。1929年にC・A・ペリーによって提起された近隣住区論は次の様な中味を持ったものだった。①小学校が1校必要な規模、②通過交通を迂回させる幹線道路が境界、③特定の近隣生活の要求を充たすための小公園とレクリエーション・スペース、④住区の中央部か公共広場のまわりに適切にまとめられた公共施設、⑤住区の周辺もしくは交通の接点に商店街地区、⑥住区内の街路体系は循環交通を促進し、通過交通を防ぐ、と言った要素を上げ、さらに地区の管理運営について、住民の手による自主的管理をも提案した。ペリーのこのような理論は、アメリカにおける人種問題を踏まえた、郊外住宅地の開発を目的としたものとの批判もあるが、住民管理をも含めたコミュニティ計画理論は、ユニークなものであったと言えよう。コミュニティ施設計画の中で特に注目すべきものは、コミュニティセンターであろう。学校、教会のほか、小劇場、図書館分館、緑地も含まれてよいとし、複合的な施設形態を暗示させた。勿論、利用や管理運営の主体は住民協議会である。

1958年から計画・開発された千里ニュータウンは、近隣住区論の物的計画を確実に反映させ、我が国における初めての、そしてもっとも大規模な開発として進められた。道路・街路計画のほか、医療施設計画、教育施設計画、購買施設計画など、新しい試みがなされ、一定の修正を受けつつ、後の高蔵寺ニュータウン計画、多摩ニュータウン計画、筑波学園都市計画に、その成果は受け継がれた。

(2) 建築計画におけるコミュニティ施設計画 —— 地域施設計画との関連から ——

建築計画の分野でコミュニティ施設計画と関連する計画課題を取り上げるとすると、地域施設計画がある。既に、地域施設の計画理論について若干の検討を行なったが、その後、幾つか学会を中心として議論があったので、補足的に論じる。

地域施設の研究については、戦後の使われ方研究を通じて大きな蓄積がなされた。大なる貢献は吉武泰水氏によるものだが、後に複数の研究者で「建築計画学1～7」としてまとめられた。この中で、地域施設の規定として10系列(表1-ロ参照)が掲げられ、個別的に研究が進められた。いずれも、「単体建物の問題としてではなく地域との関連において、配置や規模、ネットワークの問題として⁸⁾」扱われた。

高度成長期の住民運動を経る中で、さらに新しい視点が加えられた。それは、第1に、社会的弱者を対象とした施設計画の問題、第2に、社会教育、社会福祉への観点を加味したことであり、具体的な展開として、行政サービスの点検と施設づくり運動の展開が上げられる⁹⁾。その後、計画研究を整理する中で、関東支部で地域施設の区分が14分類(表1-ハ参照)となり、地域施設の対象も、幅の広がりを見せた。

しかしながら、研究成果が具体的に社会へ還元されないこと、さらには、地域施設のそれぞれが縦割り行政の中で、確実に整備されていないことを振り返り、谷村秀彦氏は以下の様に

述べている。

「地域施設計画の本来の目的から見れば、地域の居住環境の質の向上につながる地域施設の計画整備は地方自治体の行政責任の一環と考えることができよう。地方自治体における地域施設の計画整備の指針を与える施策として、地方自治体の作成する総合計画や都市計画法による地区計画を挙げることができる。（中略）地域施設と私たちが考えている施設は、文部省、厚生省、建設省などの各省の所管にまたがっていることも地域施設計画という考え方が一般社会に定着することを妨げているとも言えよう。」¹⁰⁾

指唆されている如く、地域施設計画がよく機能することを望むなら、単にひとつの施設の計画課題として考えるのではなく、地区計画等、総合的計画の中で、計画、整備されねばならない時期にきているとも言えよう。そして、それはコミュニティ施設がコミュニティ計画の中で、有効性を発揮するための条件とも重なるものでもある。

(3) モデル・コミュニティ事業におけるコミュニティ施設計画

コミュニティ計画を先取的に構想或いは実施したのは、先述したように、政府・行政体であった。その中で、自治省によるモデル・コミュニティ事業は、昭和46年に開始され、全国で83地区が指定され、様々な調査、計画、事業が行なわれた。モデル・コミュニティ事業は、当初「新しいコミュニティづくりのイメージ」として、次の様な文を掲げた。「①都市的地域においては、都市の体質を人間生活本位に改めるという構想に沿って、住民が快適で安全な日常生活を営むための基礎的な単位として豊かな個性とまとまりのあるコミュニティを形成するための生活環境の整備を進める。このようなコミュニティの生活環境を場とし、またその整備を通じて、住民の自主的な組織がつけられ、多彩なコミュニティ活動が行なわれることを期待する。②農村地域においては、集落の整備と配置に関する長期的な構想に沿って、住民が文化的で多様性のある日常生活を営むことができるように、各種のコミュニティ施設の整備を中心とする生活環境の整備を進める。」これらは、コミュニティ施設の整備を前面に押し出しつつ、新しいコミュニティ醸成を考えようとしたものであった。そして、コミュニティ計画として、①市町村および地区住民の協力、②生活環境の整備については、施設の効率の利用と同時に住民による自主的なコミュニティ施設の管理運営、③住民の自主的な組織がコミュニティ活動を円滑に行なえるようコミュニティ施設の利用の調整、指導者の養成またはあっせん、技術的援助等を行う、④住民が自主的に組織の参加によって策定されるよう配慮すること、また市町村は、コミュニティ組織の活動の自主性を損なわないこと、が掲げられた。

これらの考え方は、その後、若干の変更を伴いながらも受け継がれ、維持された。そして、特にコミュニティ施設計画が、コミュニティ計画の重要な柱であることは、コミュニティ小委員会の中心メンバーであった佐藤竺氏により、その後も強調され、中でもコミュニティセンターの有効性について①コミュニティ施策の出発点であり、しかもそれだけで十分である、②コミュニティセンターの建設から住民参加を行うべきである、③コミュニティセンターの建設にあたり、全市的な整備構想をもつ必要がある¹¹⁾と主張した。極論すれば、自治体は器づくりを確実にやり、コミュニティ活動には、直接介入するなということでもあった。

このように、モデル・コミュニティ事業においては、施設づくりが優先したことは否めないが、同時に、コミュニティ施設計画を新たにイメージさせる建築物や設置計画手法も生み出された。

4. コミュニティ施設計画におけるコミュニティセンターの特異性

各地のコミュニティ計画の中で、コミュニティセンターの建設は、しばしば計画の目玉的商品として扱われてきた。コミュニティセンターはその名の通り、コミュニティの活動、空間の中心的役割を果たすべく、多くの機能をより集約的に形成してきた。それゆえに、中味も、形も、名称も、種々のものとなっている。それは、各地の住民の要求或いは課題をそのまま表現したものとも言えよう。本章では、既に多くの完成をみているモデル・コミュニティ地区におけるコミュニティセンター（或いは中心施設）を振り返るとともに、一部社会教育的コミュニティセンターの問題をも検討していく。

(1) モデル・コミュニティにおけるコミュニティセンター

自治省のコミュニティ対策要綱では、コミュニティセンターを公園、広場、集会施設等からなる文字通り複合的な施設として広くとらえている。建設に際しての財政的裏付けがないため、一方で、自治体当局は様々な制度を利用せざるを得ない。このことが住民参加の推進とあいまってバラエティに富んだ建物を建設する力ともなったと思われる。図1は、全国のモデル・コミュニティ地区のうち、28地区のセンター的役割を果たす建物の現況である。第1に気付くのが、名称としてコミュニティセンターを冠したものが圧倒的に多いことである。第2に、大集会室、集会室、和室等、集会機能をベースにしていることである。第3は、老人や子供のための空間或いは図書室等も備えた複合的施設であることである。コミュニティにおける文化・学習・スポーツ要求の実現を通してコミュニティ活動を活性化させようとしたならば、当然のことであったかもしれない。図には表われていないが、名称はコミュニティセンターでも、公民館の体裁をとったものもあり、一方で、それらに対して社会教育行政からも批判が出てきた。このほか、政府指導のコミュニティセンター育成事業には、農林省の農村総合整備モデル事業、山村振興事業によってつくられる農村環境改善センター、農村生活改善センターがあり、これらは、農村のコミュニティセンターのモデルの一つともなっている。モデル・コミュニティ事業では、同時に住民参加の要件が謳われたが、結果として多くは望めず、数地区のセンター建設の住民参加に止まった。

(2) 社会教育とコミュニティセンター

社会教育とコミュニティ政策は、いずれの側から見ても、大きな問題を有している。「コミュニティ対策の推進について」が自治省より出されて以降、「コミュニティ形成と社会福祉」（中央社会福祉審議会）、「農村総合整備モデル事業」（農林省農村構造改善協会）、そして生涯教育構想を打ち出した「中央教育審議会答申」「社会教育審議会答申」が矢継ぎ早に出された。70年代初頭に出されたこうした政策は、コミュニティ醸成のために、いかにして住民要求に対応し、またいかにして住民を組織化するかを考えたものであった。社会教育・社会福祉は、こうしたコミュニティ政策と既存の政策の間で、大きく揺れ動き、とりわけ、社会教育行政との軋轢が目立った。

コミュニティセンターは、元々、財政的な或いは法的なバックボーンはなかったため、当初、公民館をモデルにした建設・運営が種々行なわれた。しかし、各地でセンター建設が進むよう

図1. コミュニティセンターの現況¹²⁾

市 町 村 名	名 称	延 床 面 積 (㎡)	ラ ウ ン ジ ・ ロ ビ ー	体 育 館 ・ 体 育 室	大 集 会 室	小 集 議 室	和 室	老 人 室	料 理 教 室	子 供 ・ 児 童 室	図 書 室	講 座 室 ・ 研 修 室	備 考 (そ の 他)
北海道 深川町	納内 コミュニティセンター	1,106											
岩手県 山田町	織笠 コミュニティセンター	709											
宮城県 中田町	浅水 コミュニティセンター	523											グループ室
栃木県高根沢町	太田 コミュニティセンター	2,196											相談室・浴場
群馬県 前橋市	広瀬 コミュニティセンター	819											大集会室と体育館は兼ねる
埼玉県 蕨市	北地区 コミュニティセンター	1,165											視聴覚室・展示室
埼玉県 蕨市	南町 コミュニティセンター	1,116											
新潟県 柏崎市	中崎石 コミュニティセンター	627											
富山県 高岡市	西部 コミュニティセンター	660											視聴覚室
福井県 鯖江市	河和田 コミュニティセンター	1,497											
山梨県 竜王町	中部 コミュニティセンター	662											談話室
長野県 長野市	若槻 コミュニティセンター	1,018											視聴覚室・保健室
静岡県 焼津市	東部 コミュニティセンター	852											
静岡県 島田市	六合 コミュニティセンター	664											
愛知県春日井市	高座 コミュニティセンター	609											
滋賀県 大津市	晴嵐 コミュニティセンター	994											
滋賀県 大津市	滋賀市民センター	824											学童保育室
大阪府 枚方市	北部市民センター	1,846											市役所出張所 消防署(別面積)
大阪府 守口市	守口東部公民館	1,777											市役所出張所
大阪府 豊中市	庄内文化センター	3,911											公民館・老人福祉センター 図書館の複合センター
大阪府岸和田市	城北地区公民館	1,056											茶室、(学童保育室)
大阪府 大阪市	港近隣センター	739											
兵庫県 神戸市	丸山 コミュニティセンター	1,100											
兵庫県 明石市	大蔵 コミュニティセンター	1,040											中学校に付属し、学校施設 も併せて使用
徳島県 鴨島町	飯尾・敷地 コミュニティセンター	776											
佐賀県伊万里市	大川町 コミュニティセンター	650											
長崎県 長崎市	日見 コミュニティセンター	638											
宮崎県 門川町	草川 コミュニティセンター	588											展示室・談話室

になると、公民館サイドから危機の声が上げられた。それは、社会教育が法的にも民主的原則を打ちたててきたにも拘らず、コミュニティ計画が社会教育行政を侵食してしまう要因となるのではないかという危惧である。そして、その具現化として、公民館構想とは大きくはずれたコミュニティセンターの建設が、公民館建設に取ってかわりつつあるということであった。事実、コミュニティセンターは、公民館と類似しているのにも拘らず、事業内容、職員配置等は「住民の自主的参加」の原則の下に社会教育とは大きく異なり、結果的に住民の学習権を十分に保障し得ないものとなったものが多い。例えば、社会教育をも含めた住民の学習活動が、一般行政部局（広報、企画、市民などの部局又はその総合体）の裁量となったり、公民館の統合がコミュニティセンター化の中で進められたり（北九州市の例）、さらにまた、複合化の中で、専門職員の切り捨てが行なわれるといった報告¹³⁾もでてきた。コミュニティ行政下における中味の柔軟性は評価し得ても、一方で、本来保障すべき、住民の教育・学習の自由が奪われるのは決して見過ごすことのできないことである。

5. コミュニティ施設供給計画——住民活動を軸に——

コミュニティ施設計画を概観する中で、幾つかの問題にぶつかった。第1は、コミュニティ施設そのものの定義が今だ、はっきりしないことである。類似語としては種々存在し得ても、法的基盤のない、一方で、行政により政策的に語られることの多い「コミュニティ施設」でもある。しかし、確実に社会に定着しつつあり、中でもコミュニティセンターの名を冠した建物は、全国で建設され続けている。モデル・コミュニティ事業の発足以来、確実に新しい道を歩み続けていると言ってよい。第2に、計画の中味があいまいなことである。地域施設の設置計画における計画過程は、①計画条件の把握、②計画目標の設定、③計画案の策定、④事業化と管理運営、⑤評価と意志決定の5段階が考えられているが、コミュニティ施設の建設の場合、むしろ、⑤の「誰の」評価、意志決定により、進められるかが前面に押し出される必要がある。なぜなら、コミュニティ施設が、住民活動を保障すべき施設とするならば、住民の主体的参加が建設以前から期待されるからである。このような立場に立てば、コミュニティ施設づくりで住民参加がどう組織化されたかが、コミュニティ施設たらしめんとするのかもしれない。さらに、第3に、第1と関連し、どの圏域を対象とする施設かということである。特に施設が複合化される中で大規模化し、利用圏域が広く設定される場合が表われ、それがコミュニティ計画の枠組みを大きく踏みはずすこともしばしばだからである。

コミュニティ施設計画は、対象を「コミュニティ施設」に限定し得たとしても、先の地域施設についての計画過程の5段階は、必ずしも十分とは思えない。むしろ、住民活動或いは住民運動をダイナミックに活用し得る計画として把え直さねば、コミュニティ施設計画としては不十分だと言えよう。勿論、どのコミュニティ施設についても、住民活動が常に付随してくるとは限らない。そこで、コミュニティ施設計画を、建設計画から建設後の管理運営、或いは利用のし方にまで係わる広い計画システムと考えると、コミュニティ施設供給計画とする方が適切かと思われる。

さて、それではコミュニティ施設供給計画を定式化するためには、どのような条件が備えられるべきかを考えてみよう。まず第1に、コミュニティ施設をどのように定義すべきかであるが、狭い意味では、現下の複合的施設であるコミュニティセンターと規定することでも構わな

い。しかし、一般的にコミュニティ形成に役立つ施設と考えると、その枠はさらに広がる。コミュニティ活動を「人と人との交わり」とし、それに関連する空間とすると、単に集舎施設のみならず、社会教育的施設、社会福祉の施設、或いは、医療・保健的施設も含まれよう。より積極的に考えるにしても、住民活動を保障する場ととらえてもよいだろう。或いは、住民生活を保障しているセンター的役割を持つ場合もある。保健活動を地域に入って行なう医療保健センター、老人の健康・学習活動を担う、地域に根ざした老人福祉センターなどは地域に開かれたものとして、コミュニティ施設の冠をいただくことにもなる。第2に、住民活動との関連である。コミュニティ施設の建設前も後も、十分に住民活動を保障すべきだとしても、建設過程の中で、或いは建設後の管理運営の中で、どういう形で組み入れられるかは、なかなか定式化できない。むしろ、地域により、住民活動の発展段階、スタイルが違うであろうことを考慮すれば、様々な事例をここしばらくは積み重ねる以外にない。

このほか、行政の対応のし方、或いは施設の具体的中味の検討など色々な問題が残されている。コミュニティ施設供給計画が、コミュニティ活動を媒介とするならば、それは、都市計画（地域計画・地区計画）と建築計画との重なり部分の計画課題でもある。その意味で、法制化され、具体的に事業化が進んでいる地区計画制度は、地域施設計画、コミュニティ施設供給計画側からも、熱い視線を送られ続けるに違いない。コミュニティ施設が住民活動を活性化させ、地域に根づく施設となるためには、もう少し住民活動との関連を明らかにしなければならないが、同時に施設供給計画自体が住民とともに歩むのであれば、もう少し、広く概念付けられる必要もあろう。

6. 提起された諸課題

一部重複するが、コミュニティ施設供給計画として整理する中で、必要な課題を列挙し、まとめとしたい。

- 1) コミュニティ計画の整理・検討とともにコミュニティ施設の対象を明確にすること。
- 2) 中でも、コミュニティセンターの実態把握が急務であること。
- 3) 施設づくり、コミュニティづくりと住民運動、住民活動の関連を整理検討すること。
- 4) 単体施設としての運動形成だけでなく、地域づくりの中で、施設づくりがどのように位置付けられるかを明らかにすること。
- 5) 特に、ネットワークの施設（例えば図書館）に対する運動論的配置論にも言及すること。
- 6) コミュニティ施設供給計画の全体像を明確にすること。

以上、未熟な検討に終わったが、今後の課題として筆をおく。

〔注〕

- 1) 曲田清維：「地域施設の計画理論に関する一考察」 愛媛大学教育学部紀要第II部人文・社会科学第11巻 1979年2月
- 2) 松原治郎：コミュニティの社会学 東京大学出版会 1978年4月 P.26～28
- 3) 日本建築学会関東支部研究委員会建築計画部会：地域施設計画研究の動向 1980年11月
- 4) 谷村秀彦：新建築学大系21地域施設計画第1章地域施設計画の考え方 彰国社 1984年3月 P.10
- 5) 谷村秀彦：前掲書 P.4
- 6) 内田雄造：新建築学大系19市街地整備計画第6章地区の計画 彰国社 1984年5月 P.389～390

- 7) 渡辺俊一：アメリカ都市計画とコミュニティ理念 技報堂 1977年6月
- 8) 谷村秀彦：前掲書 P. 7
- 9) 日本建築学会東海支部設計計画委員会施設計画小委員会：地域施設の計画で需要をどうとらえるか 1976年10月 P. 3
- 10) 谷村秀彦：前掲書 P. 8
- 11) 佐藤竺：コミュニティをめぐる問題事例 学陽書房 1980年2月 P. 4～5
- 12) 岸和田市コミュニティ計画・分析編 P.30より転載。「モデル・コミュニティ地区におけるコミュニティセンターに関する調査」を基に筆者が作成したものである。
- 13) 南里悦史：コミュニティセンターと社会教育 図書館雑誌Vol 74, NO. 7 1980年7月 P. 322～325

〔参考文献〕

- 園田恭一：現代コミュニティ論 東京大学出版会 1978年
松原治郎：コミュニティの社会学 東京大学出版会 1978年
柳沢忠他：新建築学大系21地域施設計画 彰国社 1984年
森村道美編：コミュニティの計画技法 彰国社 1978年
C・A・ペリー著倉田和四生訳：近隣住区論 鹿島出版会 1975年
奥田道大他：コミュニティの社会設計 有斐閣 1982年
地方自治制度研究会編：コミュニティ読本 ぎょうせい 1973年
高寄昇三：コミュニティと住民組織 勁草書房 1979年